

放課後児童健全育成事業変更届の記入例と留意事項

【記入例】

(様式2)

放課後児童健全育成事業変更届

平成30年9月1日

佐野市長 殿

事業者
住所（法人の場合は主たる事業所の所在地）
栃木県〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇
氏名（法人名及び代表者の氏名）
社会福祉法人〇〇会 理事長 〇〇 〇〇 印

次のとおり変更したので、児童福祉法第34条の8第3項の規定に基づき届け出ます。

事業所番号		●●●●
事業所の名称		放課後児童クラブ〇〇〇
事業所の所在地		佐野市〇〇町〇〇番地〇〇
変更する事項 (該当する事項の□にチェック)	【届出内容】	
	☐ 1 事業所の名称	☐ 2 事業所の所在地
	☐ 3 経営者の氏名及び住所	☐ 4 事業の内容
	☐ 5 事業の規模	☐ 6 支援単位毎の職員の員数
	☐ 7 実施場所の種類	☒ 8 建物その他設備の規模及び構造
	☐ 9 事業開始の予定年月日	
	【添付書類】	
	☐ 10 定款その他の基本規約	☐ 11 役員名簿
	☐ 12 運営規程	☒ 13 職員名簿
	☒ 14 建物その他の設備の図面	
	☐ 15 その他（ ）	
変更理由		
・施設の改修による面積の変更。 ・職員の異動による職員名簿の変更。		
変更内容 (「変更する事項」欄においてチェックをした番号に応じて記載)	変更前	・専用区画：80.85㎡、その他：34.65㎡、1人当たりの専用区画の面積：2.02㎡ ・静養スペースの有無：専用区画外に有り ・職員名簿（平成30年4月1日現在）
	変更後	・専用区画：85.80㎡、その他：29.70㎡、1人当たりの専用区画の面積：2.15㎡ ・静養スペースの有無：専用区画内に有り ・職員名簿（平成30年8月15日現在）
事業変更年月日		平成30年8月10日

※変更する事項により、必要な書類を添付してください。
※正副2部を提出してください。

【放課後児童健全育成事業変更届の記入における留意事項】

・事業所番号	開始届提出時に交付された事業所番号を記入してください。		
・事業所の名称 ・事業所の所在地	事業所の名称及び所在地が変更になる場合は、届出時点の内容で提出して下さい		
・変更する事項	登録している内容から変更が生じた場合に変更届を提出してください。		
	【届出内容】		
	1 事業所の名称	事業所の名称が変更になる場合。	
		添付する書類	運営規程（「変更する事項」の12も変更となります。）
	2 事業所の所在地	事業所の所在地、連絡先、メールアドレスが変更になる場合。	
		添付する書類	（事業所の所在地の変更の場合）運営規程（「変更する事項」の12も変更となります。）
	3 経営者の氏名及び住所	経営者の区分（区分の内容については、「放課後児童健全育成事業開始届の記入例と留意事項」を参照。）、氏名又は名称、住所又は所在地が変更になる場合。	
		※事業所の譲渡などにより、実質的な経営者が変わると認められる場合は、廃止届を提出し、再度開始届を提出してください。	
		添付する書類	（個人の場合）住民票 （法人の場合）登記事項証明書等 運営規程（「変更する事項」の12も変更となります。）
	4 事業の内容	事業の内容が変更になる場合。	
		添付する書類	事業計画書
5 事業の規模	支援単位の数、利用定員が変更になる場合。		
	添付する書類	運営規程（「変更する事項」の8及び12も変更となります。）	
6 支援単位毎の職員の員数	通常平日の配置数が変更になる場合。		
	添付する書類	運営規程（「変更する事項」の12も変更となります。）	
7 実施場所の種類	実施場所の種類（種類の区分については、「放課後児童健全育成事業開始届の記入例と留意事項」を参照。）が変更になる場合。		
	※関連する他の事項があれば、一緒に変更となります。		
8 建物その他設備の規模及び構造	事業として活用している区域の面積（専用区画、その他、合計）、1人当たりの専用区画の面積、静養スペースの有無の区分、建物の構造、事業を行っている階数が変更になる場合。		
	添付する書類	平面図(「変更する事項」の14も変更となります。）	

	9 事業開始の予定年月日	事業開始の予定年月日が変更になる場合。
	【添付書類】	
	10 定款その他の基本規約	既に提出している書類から変更になる場合。
	11 役員名簿	
	12 運営規程	
	13 職員名簿	
14 建物その他の設備の図面	原則、変更届は変更の日から1か月以内に提出となっておりますが、建物や設備などの現地調査が必要な内容の変更については、変更の日の前に市と協議を行ってください。	
	15 その他	上記の事項以外の内容について変更になる場合は、チェックを行い、（ ）にその内容を記入してください。
・変更理由	変更の理由を記入してください。	
・変更内容	「変更前」と「変更後」は対照できるように記入してください。 届出内容の変更については、その変更点について具体的に記入してください。	
・事業変更年月日	事業の変更年月日を記入します。 変更事項が複数ある場合には、最も古いものを記入してください。 ※「児童福祉法第34条の8第3号」では、届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を市町村長に届け出なくてはならないと規定しています。	

【提出に当たっての留意事項】

- ・変更する事項により、必要な書類を添付してください。
- ・提出に当たっては、正副2部を提出して下さい。副本については、受付印を押印後、返却いたします。
- ・事業所の移転や改築など、現地調査が必要な事項の変更については、事前に市と協議を行っていただくようお願いします。

【関係法令】

○児童福祉法第34条の8第3項

国、都道府県及び市町村以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。